

# 令和元年度 民間事業者からの提案公募要領

## 1. 民間事業者提案制度

東村山市の民間事業者提案制度は、民間事業者の主体的な発意によって市民サービスの質や満足度などを向上させるための事業等の提案(以下「民間提案」という。)を公募で受け付ける仕組みです。

## 2. 民間提案を公募する背景

市の行政課題は、ライフスタイルや価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展、老朽化が進む公共施設の更新問題の顕在化などにより、これからますます多様化、高度化、複雑化していきます。限られた経営資源でこれらの課題に対応し、良質で持続可能な市民サービスを提供していくためには、厳しい競争の中でアイデアやノウハウ、技術などを積み重ねた民間事業者と連携し、その力を最大限に発揮してもらう「公民連携」をこれまで以上に推進していくことが必要不可欠になっています。

こうした状況を踏まえ、市では、平成 31 年 2 月策定の「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」(以下「公民連携の基本方針」という。)において、「公共的課題を解決し、持続可能で良質な市民サービスを提供することを目指し、従来の発想にとらわれず、あらゆる分野において公民連携を積極的に進める」ことを掲げました。

## 3. 東村山市の民間事業者提案制度の特徴

東村山市の民間事業者提案制度は、公民連携の基本方針に基づく取り組みで、従来の手法や発想にとらわれない民間事業者との公民連携により、持続可能で良質な市民サービスの実現を目指すものです。

採択した提案を事業化する場合には、当該提案を行った民間事業者にインセンティブを設定し、随意契約等により事業等を実施していただくことで、市民や行政だけでなく民間事業者にとってもメリットがある仕組みとしているなど、同方針の三原則に沿った制度設計としていることが特徴です。

(参考) 公民連携の基本方針の概要

基本方針	公共的課題を解決し、持続可能で良質な市民サービスを提供することを目指し、従来の発想にとらわれず、あらゆる分野において公民連携を積極的に進める	
公民連携の三原則	(1) 実現のための積極的な検討の原則	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 試行錯誤しながら改善</li><li>・ チャレンジ精神をもって積極的に公民連携を検討</li><li>・ 民間事業者からの公民連携の提案を歓迎</li></ul>
	(2) 市民、行政、民間事業者「三方良し」の原則	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民サービスの向上</li><li>・ 行政の生産性の向上</li><li>・ 民間事業者のビジネスチャンスの創出</li></ul>
	(3) 対等な関係の原則	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間事業者と信頼関係を築きながら取り組む</li><li>・ 民間事業者のアイデアやノウハウは適切に保護する</li></ul>

## 4. 提案募集の対象

### (ア) 提案の対象

提案募集の対象となるのは、東村山市のまちづくり・環境・福祉・医療・経済・教育・行財政運営などのすべて行政分野における事務事業等(遊休資産の利活用等も含む)です。

ただし、市民サービスの向上や行政の生産性の向上につながる提案であること、原則として東村山市に新たな財政負担を生じさせない提案であることを条件とします。

### (イ) 受け付けることができない提案内容

提案の内容が以下に該当する場合、受け付けできない場合があります。

- ・ 現に東村山市が主体的に改善等を行おうとしている事業等に対する提案  
例: サウンディング型市場調査でアイデアや市場性を把握する予定の事業等
- ・ 法令等により東村山市が直接すべき事業等(東村山市が直接実施すると東村山市が判断するものも含む)に対する提案
- ・ 災害復旧など緊急実施が必要な事業等に対する提案
- ・ 市民サービスの向上を伴わない単なる事業廃止や価格引き下げなどの提案

## 5. 参加資格

民間提案を行うことができる者は、提案を事業化する場合に実施主体となる意志がある民間事業者(営利を主な目的として活動する企業や団体等。ジョイントベンチャーやコンソーシアムによる場合も含む。)とします。

個人や自ら事業の実施主体となる意志がなく、東村山市や第三者が企画を実現することを期待するだけの主体は提案を行うことはできません。

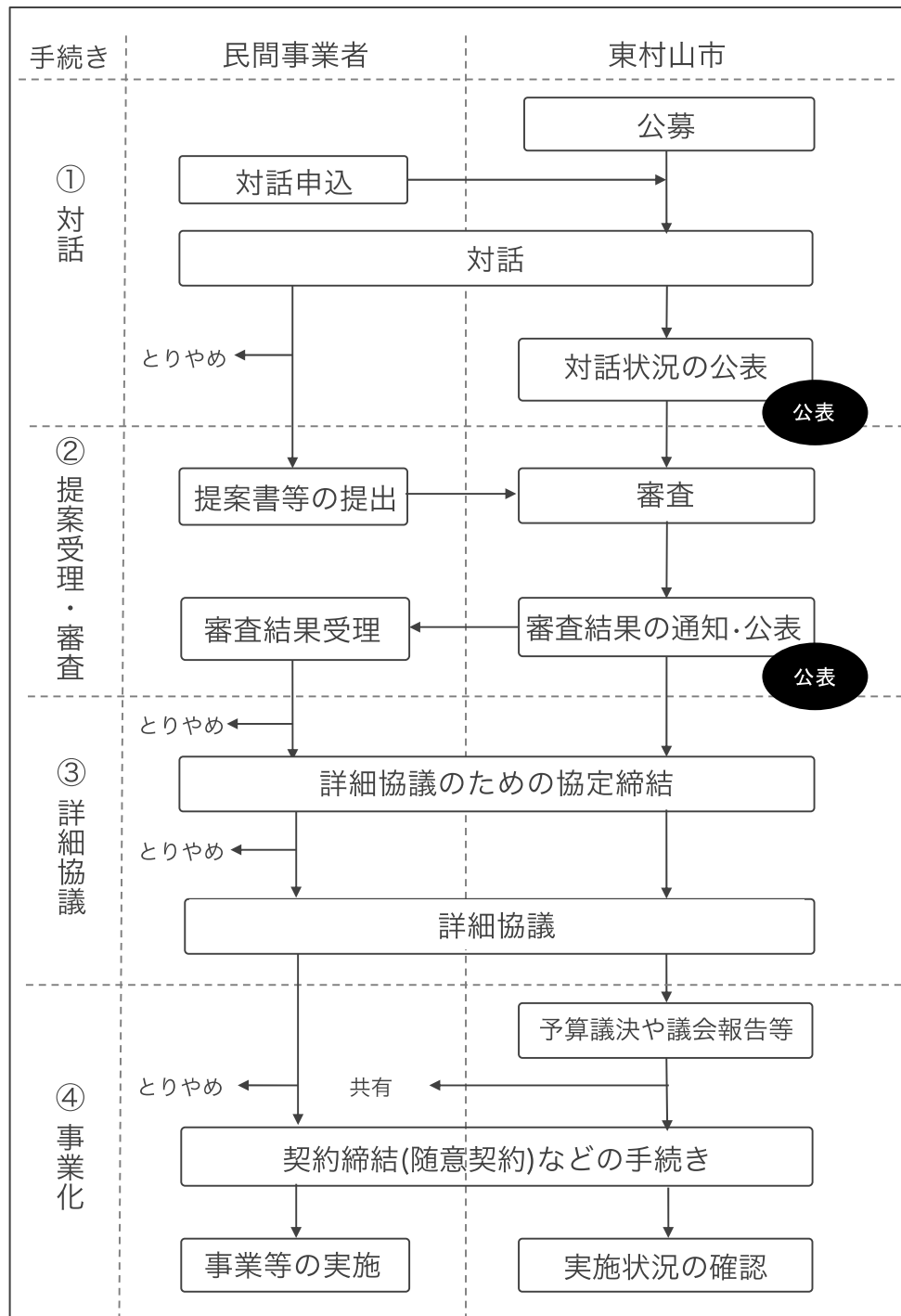
なお、東村山市が採択した民間提案を事業等として実施する場合には、当該提案を行った民間事業者が東村山市の契約手続き等に従い、次に掲げる事項等に該当しないことなどが条件となり、東村山市への書類提出などといった手続きが必要となる場合があることをご了承のうえ、本公募にご参加ください。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に該当するもの
- ・ 指定暴力団の構成員、又は暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ・ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、固定資産税、法人市民税(東村山市に対して納税義務がある法人・団体)で税を滞納しているもの
- ・ 東村山市から指名停止を受けているもの
- ・ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始しているもの
- ・ 個人情報を取り扱う事業等を提案又は実施するのに必要なプライバシーマークやISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)などを保持していないもの

6. 提案の手続き

(ア) 概略

① 手続きのイメージ



## ② スケジュール

日程	事項
令和元年 7 月 11 日～9 月 30 日	東村山市との対話申し込み期間
令和元年 7 月 15 日～10 月 18 日	東村山市との対話
令和元年 10 月 21 日～31 日	提案書の提出
令和元年 11 月～	東村山市の審査
令和元年 11 月下旬	審査結果通知
(以下、提案が採択となった場合。提案の内容により変更の可能性があります)	
令和元年 11 月下旬～	東村山市と詳細協議するための協定締結
令和元年 12 月 14 日～	東村山市との詳細協議
(以下、詳細協議が整い東村山市で手続きが終わった場合)	
令和 2 年 2 月以降随時	東村山市との契約締結等

### (イ) 手続き

#### ① 東村山市との対話

提案の検討に際して市との対話を希望する場合は、別紙 1「対話申込書」を資産マネジメント課までメールでご提出ください。

- ※ 対話は、アイデア段階の提案ベースで行うものと想定しており、対話の申込み時点では、提案書等を東村山市に提出する必要はありません(ただし、東村山市で対話に準備するため、どのような行政分野に民間事業者のアイデア・ノウハウが発揮していただけるか程度は、対話申込書で確認をします)。
- ※ 対話において市は、民間事業者提案制度の説明のほか、東村山市の現状や事業実施の際に想定される懸念などをお伝えします。ただし、民間事業者提案制度は民間事業者に主体的な発意によって提案いただく制度であることから、東村山市が主体的にアイデアを出すことはできません。
- ※ 東村山市は、申込み件数など対話の状況を市のホームページで公表します。(「東村山市情報公開条例」第 6 条各号に定めるに従い、個人情報や公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報などの非公開情報は公表しません。)

#### ② 提案書の提出

別紙 2「提案書」を資産マネジメント課にメールでご提出ください。

なお、事業提案の内容により、東村山市において参加資格等の確認をするための書類等の提出を求めることがあります。

- ※ 説明資料がある場合は、別紙 2「提案書」に添付することができますが、あくまで別紙 2「提案書」を補完するものとしてください(様式に定めはありません)。
- ※ 提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「東村山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。情報公開請求があった場合は、同条例第 6 条各号に定める非公開情報(個人情報や、公開すると

法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など)が記載されている部分を除き、原則公開します。

### ③ 関連情報等

提案の検討の際に参考となる資料(各種計画や財産情報、各種統計など)は、東村山市のホームページでご覧になれます。

## 7. 審査、結果の概要公表

ご提出いただいた提案書は、東村山市が市民サービスや行政の生産性の向上への効果や、実現可能性等、制度の趣旨を踏まえた視点により内容を審査し、提案の採否を決めます(提案の内容により有識者等の意見を参考聴取することがあります)。提案の採否は、東村山市との事業化に向けた詳細協議を行うか否かを定めるもので、事業化を決定するものではありません。

審査結果は、採否いずれの場合も、提案者に通知し、説明の機会も設定します。

なお、審査の結果は、「東村山市情報公開条例」第6条各号に定めに従い、個人情報や公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報などの非公開情報に配慮しつつ、提案があったこと及び審査結果の概要(採否及びその理由)を東村山市がホームページで公表します。

## 8. 審査結果通知以降の手続きや留意点

審査結果通知以降の手続きは、提案が採択された民間事業者と事業担当所管とで調整します。

### (ア) 東村山市との詳細協議等

東村山市は、採択した民間提案について、当該提案を行った民間事業者と協定を締結し、事業化に向けた詳細を協議します(東村山市と民間事業者との間で協議が整わない場合は事業化を見送ることになります)。

東村山市と詳細協議し、市の事業として立案した書類の著作権は、市に帰属しますので、情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報(個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など)が記載されている部分を除き、原則公開します。

### (イ) 東村山市との契約締結等

東村山市が採択した民間提案を事業等として実施する場合には、当該提案を行った民間事業者に事業等を実施していただくための契約締結等の手続きを行います。

契約締結等手続きにおいて、「5. 参加資格」に定める要件確認等も行います(要件を満たさないなどの場合には契約締結等ができませんのでご注意ください)。

## 9. 問合せ先

担当 東村山市経営政策部資産マネジメント課 杉山

メール saisei@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

住所 〒189-8501 東京都東村山市本町 1-2-3

電話 代表 042-393-5111(内線 2231)